

## 技能講習受講料表

### 玉掛け技能講習

①玉掛け:通常講習→3日間	21,400	
②玉掛け:免除者1→3日間	18,500	補助経験6ヶ月以上または玉掛け特別教育後6ヶ月以上
③玉掛け:免除者1→2日間	21,400	免除者1→2日間
④玉掛け:免除者2→3日間	17,600	クレーン or 移動式クレーン免許所持・技能講習修了者
⑤玉掛け:免除者2→2日間	21,400	免除者2→2日間
⑥玉掛け:免除者3→2日間	16,600	免除者1+免除者2
⑦玉掛け:免除者3→3日間	14,700	免除者3→3日間
⑪玉掛け:合併講習1→3日間	34,800	①+クレーン運転教育
⑫玉掛け:合併講習2→3日間	32,800	①+クレーン運転教育(運転実技教育済み)
⑬玉掛け:合併講習3→3日間	33,100	②+クレーン運転教育
⑭玉掛け:合併講習4→3日間	31,100	②+クレーン運転教育(運転実技教育済み)
⑮玉掛け:合併講習5→3日間	32,200	④+クレーン運転教育
⑯玉掛け:合併講習6→3日間	30,200	④+クレーン運転教育(運転実技教育済み)
⑰玉掛け:合併講習7→3日間	29,300	⑦+クレーン運転教育
⑱玉掛け:合併講習8→3日間	27,300	⑦+クレーン運転教育(運転実技教育済み)
玉掛け再教育(5H)	8,900	玉掛け資格所有者のための安全衛生(再)教育

### 小型移動式クレーン運転技能講習(ユニック車、タダノ車)

①移動式クレーン:通常講習→3日間	30,800	
②移動式クレーン:免除者1→3日間	29,200	車建(基礎)技能講習、建機施工管理技士
③移動式クレーン:免除者2→3日間	28,700	玉掛け技能講習、クレーン運転士免許、床上クレーン技能講習
④移動式クレーン:免除者3→2日間	30,800	免除者2→2日間
④移動式クレーン:免除者3→2日間	27,100	免除者1+免除者2
⑪移動式クレーン:合併講習1→3日間	41,600	③+クレーン運転
⑫移動式クレーン:合併講習2→3日間	39,600	③+クレーン運転(運転実技教育済み)

### 高所作業車運転技能講習(作業床の高さ10m以上)

①高所作業車:免除なし→3日間	— 37,800	普通自動車運転免許なし:要相談
②高所作業車:免除者1→2日間	35,200	普通免許、フォーク技能講習、ショベル技能講習、
③高所作業車:免除者2→2日間	33,300	免除者1+移動式クレーン免許・技能講習

### ガス溶接技能講習(溶接・溶断・加熱作業)

ガス溶接技能講習→2日間	13,700	
--------------	--------	--

### フォークリフト運転技能講習

①フォークリフト:免除なし→5日間	— 33,300	普通自動車運転免許なし:要相談
②フォークリフト:免除者1→4日間	29,800	普通免許以上所有者
③フォークリフト:免除者2→3日間	21,500	フォーク特別教育+実務6ヶ月以上
④フォークリフト:免除者3→2日間	19,500	大特・普通免許+フォーク特別+実務3ヶ月以上
フォークリフト再教育(6H)	9,800	フォークリフト資格所有者のための安全衛生(再)教育

### 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上天井クレーン等の運転業務)

①床上5t以上:免除なし→3日間	29,800	
②床上5t以上:免除者1→3日間	27,600	玉掛け技能講習、移クレ免許、移クレ技能講習
③床上5t以上:免除者2→2日間	29,800	免除者1→2日間

## 特別教育受講料表

### 1、クレーン運転特別教育(5t未満天井クレーン・タワークレーン等の運転)

①クレーン運転:通常教育→2日間	<b>14,600</b>	
②クレーン運転:免除者1→2日間	12,600	玉掛け技能講習、移動式クレーン運転免許・技能講習修了者
③クレーン運転:免除者2→1日間	12,600	会社で実技教育済み→要・実技教育修了証明
③クレーン運転:免除者3→6H	11,100	免除者1+免除者2
「玉掛け」と合併で受けるとき	14,600	実技教育済みのとき:10,900円
「小型移動式クレーン」と合併のとき	12,600	実技教育済みのとき:10,900円

### 2、高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)

①高所作業車:通常教育→1日間	—16,200	普通自動車運転免許なし:要相談
②高所作業車:免除者1→8H	<b>15,200</b>	普通自動車運転免許以上所有者
③高所作業車:免除者2→7H	14,300	免除者1+移動式クレーン免許・技能講習修了者
④高所作業車:免除者3→6H	—13,300	運転実技教育済み→要・実技教育修了証明:要相談
⑤高所作業車:免除者4→5H	12,300	免除者1+免除者3
⑥高所作業車:免除者5→4H	11,300	免除者2+免除者3

### 3、巻上げ機(ウインチ)運転特別教育

①巻上げ機運転:通常教育→1日間	<b>14,800</b>	
②巻上げ機運転:免除者1→6H	9,900	玉掛け・移動式クレーン・床上操作式クレーン等有資格者
③巻上げ機運転:免除者2→6H	9,900	会社で実技教育済み→要・実技教育修了証明
③巻上げ機運転:免除者3→3H	6,200	免除者1+免除者2

### 4、アーク溶接等業務特別教育

①アーク溶接:通常教育→3日間	<b>19,800</b>	
②アーク溶接:免除者1→2日間(14H)	14,800	会社で実技教育済み→要・実技教育(7時間)修了証明
③アーク溶接:免除者2→2日間(11H)	12,800	会社で実技教育済み→要・実技教育(10時間)修了証明

### 5、揚貨装置運転特別教育

⑦小型船舶用:通常教育→2日間	<b>16,800</b>	マリーナクレーン、オーシャンクレーン等
⑧小型船舶用:免除者1→2日間	14,700	玉掛、床クレ修了者→-3H
⑨小型船舶用:免除者2→2日間	12,600	移動式クレーン運転資格所有者→-6H
⑩小型船舶用:免除者3→2日間	14,000	会社で実技教育済み→要・実技教育修了証明、-4H
⑪小型船舶用:免除者4→1日間(7H)	9,900	免除者1+免除者3→-6H
⑫小型船舶用:免除者5→1日間(4H)	6,400	免除者2+免除者3→-9H

### 6、研削と石(グラインダー)取替え等業務特別教育

①研削と石:通常教育→6H	<b>8,900</b>	
②研削と石+丸のこ:合併教育→8H	13,300	丸のこ取扱い安全教育との合併教育

### 7、低圧電気取扱い業務特別教育

①低圧電気:通常教育→1日間	<b>8,700</b>	開閉器の操作、発電機・溶接機のケーブル接続、電球交換等
②低圧電気:通常教育→2日間	<b>14,800</b>	低圧電気の活線作業・活線近接作業
③低圧電気:実技のみ→1日間	<b>8,700</b>	実技のみ

### 8、粉じん作業特別教育

①粉じん作業:通常教育→4.5H	<b>7,900</b>	
②粉じん&丸のこ:同日修了1→1日間	14,900	丸のこ取扱い安全教育との同日修了教育
③粉じん+振動工具:同日修了2→1日間	13,400	振動工具取扱い衛生教育との同日修了教育

## 特別教育受講料表

### 9、酸欠・硫化水素危険作業特別教育

①酸欠・硫水:通常教育 →5.5H	9,800	
②酸欠・硫水+有溶:合併教育 →1日間	14,700	有機溶剤取扱い衛生教育との合併教育
③酸欠のみ	8,500	酸素欠乏のみ(第1種)教育のとき(硫化水素は不要)

### 10、石綿使用建築物等解体等作業特別教育

①石綿:通常教育 →4.5H	8,800	
②石綿+粉じん:合併教育1 →1日間	13,600	粉じん特別教育との合併教育
③石綿+ダイオキシン:合併2 →1日間	13,600	ダイオキシン特別教育との合併教育
④石綿&丸のこ:同日修了1 →1日間	15,600	丸のこ取扱い安全教育との同日修了教育
⑤石綿&振動工具:同日 2 →1日間	15,800	振動工具取扱い衛生教育との同日修了教育

### 11、廃棄物の焼却施設等に関する業務(ダイオキシン類)特別教育

①ダイオキシン:通常教育 →4H	8,600	
②ダイオキシン+粉じん:合併教育 →1日間	13,400	粉じん特別教育との合併教育
③ダイオキシン&振動工具:同日修了1 →1日間	15,500	振動工具取扱い衛生教育との同日修了教育
④ダイオキシン&有機溶剤:同日修了2 →1日間	16,500	有機溶剤取扱い衛生教育との同日修了教育
⑤ダイオキシン+作業指揮者教育	14,900	作業指揮者教育まで受講するとき

### 12、足場等組立・変更・解体作業特別教育

足場等組立:通常教育 →6H	8,800	
----------------	-------	--

### 13、ロープ高所作業従事者特別教育

①ロープ高所作業:通常教育 →7H	9,800	
②ロープ高所作業:免除者 →4H	7,700	会社で実技教育済み → 要・実技教育修了証明、-3H

### 15、動力プレス・シャー(金型交換等)業務特別教育

①動力プレス:免除者教育 →8H	11,800	会社で実技教育済み → 要・実技教育修了証明、-2H
------------------	--------	----------------------------

### 16、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

①フルハーネス:通常教育 →6.0H	8,000	
②フルハーネス:免除者1 →5.0H	7,000	足場組立等作業特別教育 又は ロープ高所作業特別教育 資格所持者
③フルハーネス:免除者2 →1.5H	3,000	フルハーネス型墜落制止用器具を用いた実務経験6ヵ月以上
④フルハーネス:免除者3 →5.0H	7,000	胴ベルト型墜落制止用器具を用いた実務経験6ヵ月以上
⑤フルハーネス:免除者4 →0.5H	2,000	免除者1+免除者2 ⇒ 0.5H
⑥フルハーネス:免除者5 →4.0H	6,000	免除者1+免除者3 ⇒ 4.0H

# 職長 & 安全衛生教育受講料表

## 1、職長・安全衛生責任者教育

①職長教育:通常教育 →2日間	12,300	製造業等対象
②職長教育+有機溶剤 →2日間	16,600	有機溶剤取扱い衛生教育との合併教育
③職長教育+振動工具 →2日間	15,900	振動工具取扱い衛生教育との合併教育
④職長・安責:通常教育 →2日間	14,800	建設業・造船業
⑤職長・安責+有機溶剤 →2日間	20,000	有機溶剤取扱い衛生教育との合併教育
⑥職長・安責+振動工具 →2日間	19,300	振動工具取扱い衛生教育との合併教育
⑦安全衛生責任者のみ →1日間	4,800	職長教育修了者で追加取得希望の方用 → 2時間のみ

## 2、丸のこ取扱い安全教育

①丸のこ:通常教育 →4H	7,800	
②丸のこ&石綿:同日修了1 →1日間	15,600	石綿作業特別教育との同日修了教育
③丸のこ&粉じん:同日修了2 →1日間	14,900	粉じん作業特別教育との同日修了教育
④丸のこ&振動:同日修了3→1日間	14,600	振動工具取扱い衛生教育との同日修了教育

## 3、振動工具取扱い衛生教育

①振動工具:通常教育 →4H	7,800	
②振動工具&粉じん:同日修了1 →1日間	13,400	粉じん作業特別教育との同日修了教育
③振動工具&有機溶剤:同日修了2 →1日間	15,700	有機溶剤取扱い衛生教育との同日修了教育

## 4、有機溶剤取扱い衛生教育

①有機溶剤:通常教育 →4H	8,800	
②有機溶剤&丸のこ:同日修了1 →1日間	15,700	丸のこ取扱い安全教育との同日修了教育
③有機溶剤&振動工具:同日修了2 →1日間	15,700	振動工具取扱い衛生教育との同日修了教育

## 5、職長・安全衛生責任者能力向上(再)教育

職長・安責再教育 →6H	8,700	職長教育修了後概ね5年毎に受講すべき能力向上教育
--------------	-------	--------------------------

## 6、玉掛け業務安全衛生(再)教育

玉掛け再教育 →5H	8,900	玉掛け資格取得後概ね5年毎に受講すべき能力向上教育
------------	-------	---------------------------

## 7、フォークリフト運転業務安全衛生(再)教育

フォークリフト再教育 →6H	8,900	フォークリフト運転資格取得後概ね5年毎に受講すべき能力向上教育
----------------	-------	---------------------------------

## 8、ダイオキシン作業指揮者

ダイオキシン作業指揮者→3H	6,300	ダイオキシン作業指揮者のみ
----------------	-------	---------------